

条例化に向けた基本的な考え方

土木部道路建設課

《道路の種類ごとに掲げる事項》

構造に関する事項（道路法 30 条第 1 項）	類型	構造令の規定（参酌する基準）
—	—	第 1 条（趣旨）、第 2 条（用語の定義） 第 3 条（道路の区分） 道路区分の第 1 種、第 2 種（高速自動車国道、自動車専用道路）及び第 3 種 1 級（一般国道）の基準は、対象とする路線がないので条文から除外する。
① 行する道路の種類に関する事項	政令	第 4 条（設計車両）
② 幅員	参酌基準	第 5 条（車線等）、第 6 条（車線の分離等）、第 7 条（副道）、第 8 条（路肩）、第 9 条（停車帯）、 第 9 条の 2（軌道敷）対象とする路線がないので条例化しない。 第 10 条（自転車道）、第 10 条の 2（自転車歩行者道）、第 11 条（歩道）、第 11 条の 2（歩行者の滞留の用に供する部分）、 第 11 条の 3（積雪地域に存する道路の中央帯の幅員）本市は、積雪地域ではないので条例化しない。 第 11 条の 4（植樹帯）
② 築限界	政令	第 12 条（建築限界）、第 39 条第 4 項 第 40 条第 3 項
④ 線形	参酌基準	第 13 条（設計速度）、第 14 条（道路の屈曲部）、第 15 条（曲線の半径）、第 17 条（曲線部車線等の拡幅）、第 18 条（緩和区間）、第 22 条（縦断曲線）
⑤ 視距	参酌基準	第 19 条（視距等）
⑥ こう配	参酌基準	第 16 条（曲線部の片勾配）、第 20 条（縦断勾配）、第 21 条（登坂車線）、

		第 24 条（横断勾配）、第 25 条（合成勾配）
⑦路面	参酌基準	第 23 条（舗装）
⑧排水施設	参酌基準	第 26 条（排水施設）
⑨交差又は接続	参酌基準	第 27 条（平面交差又は接続）、第 28 条（立体交差）、第 29 条（鉄道等との平面交差）
⑩退避所	参酌基準	第 30 条（退避所）
⑪横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設	参酌基準	第 31 条（交通安全施設）、第 31 条の 2（凸部、狭窄部等）、第 31 条の 3（乗合自動車の停留所等に設ける交通島）、 第 33 条（防雪施設その他の防護施設） 本市は、積雪寒冷地帯ではなく、防雪施設を設置していないことから規定しない。
⑫橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度	政令	第 35 条Ⅱ（普通道路の設計自動車荷重）、Ⅲ（小型道路の設計自動車荷重）
⑬前各号に掲げるものを除く外、道路の構造について必要な事項	参酌基準	第 32 条（自動車駐車場等）、第 34 条（トンネル）、第 35 条ⅠⅣ（橋、高架の道路の構造）、第 36 条（付帯工事等の特例）、 第 37 条（区分が変更される道路の特例）一般国道や都道府県道を市町村道にする際の国や都道府県の整備の基準であり、条例化しない。 第 38 条（小区間改築の場合の特例）

